

No.	カテゴリー	Q	A
1	1.指定関係	<p>「市が定める一定の研修修了者」とは何か？ 現行相当サービスを提供するためには新たにその研修を受講しないとイケないのか？</p>	<p>訪問型サービス（基準緩和型）に従事するためには、従来の資格以外に「市が定める一定の研修修了者」も認めることとしました。</p> <p>研修は県、市、各事業所で実施していただくことを想定しておりますが、実施方法の詳細については現在検討中です。</p> <p>（研修テキストは各事業所へ配布することを想定しています。）</p> <p>現在介護福祉士や初任者研修修了者の方は、特に受講する必要はありません。</p> <p>【研修内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> I 緩和した基準によるサービスの担い手の職務 II 介護予防・日常生活支援総合事業 III 介護保険制度などの関連制度 IV 高齢者等の尊厳の保持と権利擁護 V 高齢者等やその家族とのコミュニケーション VI 高齢者等の自立支援 VII 障害の理解と介護予防 VIII 認知症についての理解 IX 地域住民や他の支援者との連携
2	1.指定関係	<p>通所型サービスの基準緩和型については、三田市は実施しないという理解でいいのか？</p>	<p>お見込みのとおり。</p>

3	2.サービス利用関係	「高齢者ふれあいデイサービス」とはどのようなサービスなのか？	<p>現在市内でNPO法人が実施している「虚弱高齢者等向けサロン」に相当する、市委託によるサービスと同じです。利用方法は現状と変わりはありません。</p> <p>平成29年4月から市内2か所（ふれあいサロン三田、高平の里）で実施予定です。</p> <p>新規参入については、平成29年度以降、募集する予定ですが、詳細は未定です。</p>
4	2.サービス利用関係	通所型サービス併用の可否について。 要支援2（週2回）と説明会資料には記載があるが、総合事業（現行相当）2回+高齢者ふれあいデイサービスの利用も可能か？それとも合わせて2回ということか？	<p>デイサービスの利用回数の取扱いは現行どおりです。</p> <p>加えて高齢者ふれあいデイサービス1回を上限として調整中です。</p>
5	2.サービス利用関係	要支援2でも通所型サービス1回しか利用していないケースでは、現行通り包括払いのため2回相当で請求してよいのか？	現行通りの取扱いとなります。
6	2.サービス利用関係	総合事業の対象者には「基本チェックリストにより判断された方」が含まれるとあるが、利用希望された方に対し、基本チェックリストで利用可能か判断するということか？誰がどのような流れで判定するのか？	<p>新規申請の場合、基本的には、認定申請していただくことを想定しております。「訪問型サービスB」と「高齢者ふれあいデイサービス」のみを希望する場合、基本チェックリストで判定します（市介護保険課、地域包括支援センター、高齢者支援センターが実施）。</p> <p>上記以外のサービスを利用希望の場合、市介護保険課、地域包括支援センターで認定申請を受け付けます。</p> <p>認定更新時については、担当ケアマネジャー等による実施を想定しております。</p>
7	2.サービス利用関係	現行相当の介護予防訪問介護、介護予防通所介護とは、その言葉通り現状の介護予防訪問介護、介護予防通所介護のことか？	お見込みの通り。

8	2.サービス利用関係	総合事業とは、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に加えて、新たなサービス（基準緩和型）が追加されるという認識でよいか？	お見込みの通り。
9	2.サービス利用関係	訪問型サービス（基準緩和型）の「1回ごとの支払い」とは、サービス毎に毎回現金で支払うのか？	利用者本人とサービス提供事業者との契約によります。
10	2.サービス利用関係	総合事業に移行しても、従来通り、地域包括支援センターが利用者と契約し、居宅介護支援事業所は委託を受ける形に変わりはないか？	変更ありません。
11	2.サービス利用関係	給付管理も、これまで同様、地域包括支援センターが行うのか？	請求方法については現行と変更はありません。 報酬支払については、国保連合会から直接支払われる予定です。
13	2.サービス利用関係	現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護が総合事業に移行することで、サービスコードの変更はあるか？	説明会資料39ページをご確認ください。 また、具体的なコード表は市ホームページに掲載を予定しておりますので、ご確認ください。
14	2.サービス利用関係	認定調査で要支援1～2の方で、本人が現在使っているサービスを今後も継続して利用したい場合は、例えばその事業所がみなし指定を受けていないと使えないのか？	認定更新までは現在の介護予防給付を利用可能です。 認定更新後は、みなし事業所の指定もしくは総合事業事業所としての指定がないと継続してサービスの利用ができません。
15	2.サービス利用関係	本人が現在利用しているサービス（現行相当）を希望しても、事業所のケアマネジャーが総合事業(基準緩和型)の利用が良いと判断した場合はどうなるのか？	利用するサービスは強制されるものではありませんが、本人、家族と相談のうえ、最も適切であると考えられるサービスを選択していただくようお願いいたします。

16	2.サービス利用関係	「今後も、現在と同様のホームヘルプやデイサービスの利用のみを希望し、かつ、要支援認定を希望しない人」は基本チェックリストでサービス利用判定することが可能であるが、こういったケースを想定しているのか？	新規申請の場合、基本的に認定申請をいただく予定ですが、総合事業の「訪問型サービスB」と「高齢者ふれあいデイサービス」のみの利用を希望した場合や、認定申請を希望しない場合、実施することを想定しています。 認定更新時も同様です。
17	1.指定関係	介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、要支援の方でも、みなし指定は受けなくても、今後も利用できるか？	総合事業ではありませんので、現行どおり変更ありません。
18	2.サービス利用関係	給付管理は、総合事業は地域包括支援センターに提出することになるのか？総合事業+予防給付の場合、どうなるのか？	請求方法については現行と変更はありません。 報酬支払については、国保連合会から直接支払われる予定です。 (No.11に同じ)
19	2.サービス利用関係	現行相当と基準緩和型のサービス内容の違いは、身体介護の有無とのことである。 認知症または精神疾患のある利用者に、自立生活支援のための見守りの援助をすることは、身体介助にあたるため、基準緩和型サービスでは提供できないとの認識でよいか。	お見込のとおり。
20	2.サービス利用関係	家事援助のみの利用者が、身体介護サービスを必要とした時、基準緩和型から現行相当サービスに変更するのか？事業所の変更もあり得ると思うがどうか？	お見込のとおり。
21	2.サービス利用関係	基準緩和型と生活支援型のサービス内容の違いは何か？	ともに、介護保険サービスの範囲内の家事援助となりますが、サービス提供単価と実施事業者が違います。また、実施事業者が事業所指定か市委託かの違いがあります。

22	3.加算・報酬関係	基準緩和型は初回加算のみで、減算はないとのことだが、処遇改善加算についてもないのか？	基準緩和型の加算は初回加算のみとなります。減算はありません。
23	1.指定関係	基準緩和型サービスの実施にあたっては、開設日の規定があるのか？例えば週2回で始めて利用状況に応じて増やしていくような運営は可能か？	開設日の規定は設けていませんので、状況に応じて実施可能です。その場合、運営規定に明記ください。
24	2.サービス利用関係	近隣市では、通所型サービスの基準緩和型には委託以外に事業所指定があるが、三田市で実施しないのはなぜか？	以下の理由によります。 ①単価を下げても参入する事業所の見込みが立たない。 ②同じ施設で現行相当と基準緩和型を同時に実施すると、利用者の区別がつきにくい。 ③基準緩和型は市委託の高齢者ふれあいデイサービスを導入することで対応する。
25	4.介護予防ケアマネジメント	基本チェックリストの運用の結果、判定方法が認定調査と異なるため、判定結果が異なるが、市の見解は？	基本チェックリストは以前から、介護状態になる恐れのある高齢者であるかどうかを判定するために用いられてきたものであり、介護が必要な状態がどの程度かを判定する認定調査とは目的が異なります。介護認定が必要な方にはこれまでどおり認定申請をしていただく予定です。
26	2.サービス利用関係	三田市外の近隣市に居住の利用者が、三田市内の事業所のサービスを利用する場合の請求について。 平成30年3月31日までは、みなし指定ですが、平成29年4月1日以降にサービス提供するためには、近隣市の基準に基づく形の利用として請求を行うことでよいのか？	平成29年度中はみなし指定期間のため、指定期間内であれば特に手続きに変更はありません。 平成30年4月1日以降に総合事業のサービスを提供するには、サービス利用者が居住する当該市町村から事業所指定を受ける必要があります。 事業所指定後は、従来通り国保連合会経由にて請求することになります。

27	1.指定関係	みなし事業所だが、平成29年度中に県指定期間が終了する場合、いつから指定の更新作業を行えばよいか？	総合事業のみなし事業所は、従来の介護予防サービス事業所の指定の有効期間とは無関係に存在するため、みなし指定の有効期間中に従来の指定有効期間が失効した場合であっても、総合事業のみなし指定はそのまま有効となり、みなし指定有効期間は平成30年3月末まで効力があります。このため、総合事業に関しては、みなし指定期間終了の2か月前～20日前を目安に三田市へ申請ください。 申請に当たっては事前に電話予約ください。 その他の介護予防サービスについては従来通りですので、県指定期間終了までに兵庫県に手続きしてください。
28	1.指定関係	当該事業所は現行相当サービスを今まで通り提供する予定であるため、何も変更することはないと思っているが、何かしないといけないのか？	平成27年4月1日以降からサービス提供している事業所は、平成29年2月1日以降に三田市へ更新申請が必要です。 平成27年3月31日以前からサービス提供している事業所は、平成29年度中に三田市へ更新申請が必要です。 また、総合事業をサービス提供するためには、定款や運営規定、契約書などの見直しをサービス提供までに完了する必要があります。
29	4.介護予防ケアマネジメント	現在、地域包括支援センターから委託を受けてケアマネジメントしているが、総合事業になれば、地域包括支援センターが実施することになるのか？	委託を受けるのであれば、今まで通り実施していただきます。 制度改正により実施形態が変更されることはありません。
30	1.指定関係	通所型サービス（現行相当）の提供に、利用者の人数制限はなくなるのか？	現行相当は従来と同じ基準です。
32	2.サービス利用関係	質疑応答の場は今後開催されるのか？	平成29年1月12日にケアマネジャー向け説明会の開催を予定しております。 また、随時ご質問をお受けしておりますので、電話、メール、FAX等でお問い合わせください。

33	2.サービス利用関係	デイサービスと福祉用具を利用する場合、今までどおり要支援1以上の認定が必要か？	お見込のとおり。
34	2.サービス利用関係	現行相当のデイサービスと福祉用具の利用をする場合、総合事業と介護予防の両方を利用することになるのか？	お見込みのとおり。
35	4.介護予防ケアマネジメント	基準緩和型について、どのサービスを使うかは、どの段階で誰が決定するのか？	現行どおりケアプラン作成時です。本人の状態を把握し、本人と家族の同意により決定します。
36	4.介護予防ケアマネジメント	要支援1の方は、現在は週2回まで訪問介護が利用できるが、総合事業に移行した場合、週1回しか利用できなくなるのか？	現行どおりです。プランに位置付けられるのであれば利用は可能です。
37	4.介護予防ケアマネジメント	要支援2の方は、現在は週1～3回まで訪問介護を利用できるが、平成29年4月以降は「現行相当」「基準緩和型」「生活援助型」のどれも併用でき、自由に使えるのか？ 補足： 「現行相当」は包括払い 「基準緩和型」は回数払い 「生活援助型」は回数払い 組み合わせはどうなるのか？	現行どおりです。プランに位置付けられるのであれば利用は可能です。 「現行相当」は、週1回利用であれば1,168単位で請求。「基準緩和型」は1回216単位で請求。「生活援助型」は1回ごとの請求となります。
38	4.介護予防ケアマネジメント	訪問看護や福祉用具利用の人は、現在の制度（サービス）を利用すると考えてよいのか？	お見込のとおり。 介護予防訪問介護、介護予防通所介護以外の介護サービスを受けている場合、変更はありません。
40	2.サービス利用関係	デイサービスと訪問看護等、複数の事業所を使っている方の保険証は、総合事業の保険証と予防給付の保険証と2つになるのか？	保険証は現行どおりです。 基本チェックリスト該当者は資料16ページの印字になります。

41	2.サービス利用関係	限度額は総合事業・予防給付と共有になるのか？	お見込のとおり。
42	1.指定関係	同一法人内で、みなし事業所（通所型サービス）とは別に、新たに基準緩和型（高齢者ふれあいデイサービス）の事業所は開設できるのか？	開設基準に合えば、実施可能です。 現在、計画的な実施を検討しております。